

# 東京都庁職員労働組合衛生局支部規約

## 第一章 総則

(名称と所在地)

第一条 この組合は東京都庁職員労働組合衛生局支部（略称、都庁職衛生局支部）と称し、事務所を東京都新宿区西新宿二丁目八番一号、東京都第一本庁舎二七階に置き、分会を必要なところに置く。

(組織の性格)

第一条の二 支部は東京都庁職員労働組合（以下「都庁職」という）規約第九条に基づき設置された都庁職の構成組織（支部）である。

第一条の三 支部は都庁職規約第十条に基づき設置された自治労連東京都庁職員労働組合（以下「自治労連都庁職」という）の構成組織であり、自治労連都庁職を通じて日本自治体労働組合労連合に加盟し、全国労働組合総連合に参加する組織である。

(目的)

第二条 支部は強固なる団結によって、本部の綱領、宣言、指令及び支部決議事項を実現し、組合員の経済的社会的地位の向上と都政の徹底的民主化を図り、もって日本労働者階級の開放と民主的國家の建設に寄与することを目的とする。

(事業)

第三条 支部は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 組合組織の強化、活動の活発化を図り、組合員の雇用、解雇、昇任、降任、労働時間、最低賃金等労働条件に関するあらゆる事項を適正にし、改善する。

- 二 組合員及び家族の福利厚生施設の設置と充実拡大を図る。

三 労働環境を快適ならしめ、かつ退職や疾病による生活の脅威を予防するため、適当な調査研究を行い実現のための活動をする。

四 組合員の教養文化をたかめ、社会的地位の向上に努力する。

五 組合員及び家族相互の救援を行う。

六 事務事業の改善と公正な運営を期し、都政の徹底的民主化を図る。

七 同じ目的を有する他の労働組合及び諸団体と協力する。

八 その他目的達成に必要な事業を行う。

## 第二章 組合員

(組合員)

第四条 支部は衛生局職員及び支部の書記をもって組織する。

2 支部特別組合員を置くことができる。その資格については支部委員会で定める。

3 前項の規定に拘らず、再雇用職員については特別組合員とする。

4 第一項から第二項にかかわらず、使用者側の利益を代表するものと都職労から除名処分を受けたものは、組合員及び特別組合員となれない。

(組合員の平等)

第五条 支部の組合員は、すべていかなる場合においても、人種、信条、宗教、性別、門地または身分によって差別されず組合員たる資格を奪われない。

(組合員の権利)

第六条 支部の組合員はすべて第四十三条に該当しない限り、次の権利を有する。

- 一 組合員の獲得した諸条件及び組合の行う事業の特権を供する権利
- 二 役員の選挙権、被選挙権、及び改選要求権
- 三 組合の諸会議に、規約に基づいて出席し、発言し、採決に加わる権利及び自己の不利益を決議しようとするあらゆる会議に自ら出席し弁明す

る権利

四 組合運営について批判ないし意見を自由に機関に申し出て、また必要に応じて会計簿冊および証拠書類を閲覧する権利

五 その他すべての問題についての均等の取り扱いを受ける権利を有する。

但し特別組合員は前号中第二号の被選挙権は有しない。第一号に関する権利を行使することの適否についてはその都度支部委員会の承認を要し、また第三号に関する権利のうち採決に加わることはできない。

(組合員の義務)

第七条 支部の組合員は、すべて次の義務を有する。

一 綱領、規約及び機関の決定に従い、組合の強化発展に尽力する義務

二 組合の各種会議の規約に基づいて出席する義務

三 組合費及び機関の決定に基づく臨時組合費を納入する義務。但し、特

別組合員は支部委員会の議決によって免除を受けることができる。

2 第四条第三項に規定する再雇用職員は、前項第三号但書の規定に関わらず、第三十五条第二項に定める組合費を分会を通じて納める義務を負う。

### 第三章 機関

(機関の種類)

第八条 支部に次の機関を置く。

一 大会

二 委員会

三 執行委員会

四 拡大執行委員会

(機関の成立と議事)

第九条 大会、委員会及び執行委員会は、議決権のある構成員の二分の一以上出席しなければ成立しない。

2 議事は過半数で決め可否同数の場合は、議長がこれを決める。

3 規約の制定、または変更、役員選挙、その他これに準ずる重要な事項は、直接無記名投票により、議決権のある全構成員の過半数によって定める。

### 第一節 大会

(大会の性格と構成)

第十条 大会は支部最高の議決機関であつて、各分解から選出された代議員、委員、役員で構成し、議長派代議員の中から選出する。

2 代議員の選出比率は、委員会がその都度定める。

3 役員、代議員に選出されていない委員は議決には加わらない。

(定期大会)

第十一条 定期大会は、年一回、十一月に開催し、支部長が招集する。但し、役員は代議員になれない。

(臨時大会)

第十二条 臨時大会は、次の場合に開催し、支部長が招集する。

一 支部委員会が必要と認めたとき。

二 組合員の三分の一以上が要求したとき。

(大会の権限)

第十三条 大会は、次の事項を審議・決定する。

一 運動方針

二 規約の改廃

三 予算及び決算

四 役員選挙ないし承認

五 支部費

六 その他重要な事項

### 第二節 委員会

(委員会の性格と構成)

第十四条 委員会は大会に次ぐ議決機関であつて、委員及び役員をもつて構成する。

2 議長は、委員中より選出し委員を除く役員は議決に加われない。

(委員会の招集)

第十五条 委員会は、必要に応じて執行委員会の議を経て、支部長が招集する。

2 支部委員の三分の一以上の要求がある場合、支部長は速やかに委員会を招集しなければならない。

(委員の選出と任期)

第十六条 委員は、組合員五十名に一名の割合で分会毎に選出し、端数二十一名を超えるときは一名を選出する。ただし五十名に満たない分解は一名とする。

2 委員の任期は、分会の役員の任期に準ずる。

(委員会の権限)

第十七条 本委員会は、次の事項を審議し決定する。ただし、その議決事項は、次期大会の承認を受けなければならない。

- 一 大会に提出する議案
- 二 大会から委任された事項の決議
- 三 大会を招集するいとまのないとき大会に代わつて議決すること
- 四 その他、大会から次期大会に至るまで、大会の決定に違反しない範囲における議決事項

### 第三節 執行委員会

(執行委員会の性格と構成)

第十八条 執行委員会は、支部の執行機関であつて、支部長、副支部長、書記長、会計、初期次長、支部執行委員、並びに青年部、女性部、現業評議会、衛友会の長で構成する。ただし各補助機関の長は議決に加わらない。

(執行委員会の招集)

第十九条 執行委員会は必要に応じて支部長が招集し、議長となる。

(執行委員会の権限)

第二十条 執行委員会は、次の事項を執行し、大会及び委員会に報告し承認を受けなければならない。

- 一 大会及び委員会の議決に基づく義務
- 二 緊急事項の専決
- 三 会計規定に定められた金銭の収支
- 四 大会及び委員会に対する提案と報告
- 五 各専門部及び各種対策委員会の運営
- 六 その他、軽易な事項を決定し執行すること

(専門部)

第二十一条 執行委員会のもとに、次の専門部、青年部、女性部、現業評議会、中高齢者を置く。

- 一 専門部：組織部、教育宣伝部、調査部(賃金・調査・社会保障)、福利厚生部、事業部
  - 二 青年部
  - 三 女性部
  - 四 現業評議会
  - 五 中高齢者会
  - 六 再雇用部会
- 2 専門部に部長を置き、執行委員の互選により委員会の議を経て選任し、専門部員は委員会の議を経て、組合員中から選出することが出来る。
- 3 各専門部の設置運営及び業務分掌については、別に定める。
- (各種対策委員会)
- 第二十二条 執行委員会のもとに、次の各種対策委員会を置く。
- 一 対策委員会：病院事業改善対策委員会(衛生・医療)

社会福祉対策委員会

行財政対策委員会

その他必要な対策委員会、専門委員会

2 対策委員会に、委員長、事務局長の他、必要な対策委員を執行委員の互選により、執行委員会の議を経て選任し、さらに必要な対策委員は、執行委員会の議を経て組合員の中から選出することが出来る。

3 対策委員会の設置運営及び業務分掌については、別に定める。

(支部闘争委員会)

第二十三条 緊急又は重要な事態に対処するため、必要に応じて執行委員会の議を経て、支部闘争委員会を設置することが出来る。

#### 第四節 拡大執行委員会

(拡大執行委員会の設置)

第二十四条 支部の組織実態上から、第十八条から第二十二條、及び第三十四条第五項の規定にかかわらず、必要に応じて、支部拡大執行委員会を設置する。

(拡大執行委員会の性格と構成)

第二十五条 拡大執行委員会は、特に前分会の意志を反映させ、かつ運動の全体的統一執行を期すための臨時的執行機関であつて、第十八条規定の他、各分会長を加えて構成する。

(準用)

第二十六条 拡大執行委員会の招集、及び権限については、各々第十九条及び第二十条を準用する。

### 第四章 役員

(役員)

第二十七条 支部に次の役員を置く。

一 支部長 一名

二 副支部長 二名

三 書記長 一名

四 会計 一名

五 書記次長 一名

六 支部執行委員 若干名

七 青年部、女性部、現況評議会、衛友会の長

八 会計監事 三名

九 顧問 若干名

2 会計監事と他の支部役員とは相互に兼ねることが出来ない。

第二十七条の二 特別執行委員(支部役員兼任者を除く上部組織常任役員等)若干名

(三役の選出)

第二十八条 支部長、副支部長、書記長、会計及び書記次長は、組合員の直接無記名投票をもつて選出し、大会の承認を受けるものとする。

(執行委員の選出)

第二十九条 執行委員は、定数若干名とし、組合員の直接無記名投票を持って、支部組合員から選出し、大会の承認を受けるものとする。

(役員の仕事)

第三十条 役員の仕事は次の通りとする。

一 支部長は、支部を代表し支部の業務を統括する。

二 副支部長は、支部長を補佐し、支部長じこるときは代理する。

三 書記長は、支部の一般事務を処理する。

四 会計は、支部の経理を司る。

五 書記次長は、書記長を補佐し、支部の事務を処理する。

六 執行委員は、組合業務を分掌する。

七 会計監事は、会計を監査する。

八 顧問は、執行委員会の諮問に応ずる。

第三十条の二 特別執行委員は、支部執行委員会と連携し、支部運動への助言を行う。

(役員の仕事)

第三十一条 役員の仕事は二年とし、選出年度の定期大会から次々定期大会までとする。ただし、各補助機関の長はそれぞれの機関で選出し、任期は一年とする。

(会計監事の仕事)

第三十二条 会計監事は組合員の中から大会において選出する。

(特別執行委員の仕事)

第三十二条の二 特別執行委員は支部執行委員会又は大会において決定する。

(選挙規定)

第三十三条 支部役員の仕事規定は別に定める。

2 支部役員に欠員が生じたときは、前項の規定に基づき選挙規定により補充選挙を行い、支部委員会の承認を受けるものとする。

(分会)

第三十四条 支部は、別表の分会をその構成単位とし、分会は三級階事業所以上を基準として構成する。但し、事業所の特殊性、地域性当から、特に支部大会が承認した場合には、この限りではない。

2 分会の新設、統合、廃止については、支部委員会の承認を受けるものとする。

3 分会の下に支部及び職場委員会等を置くことができる。

4 分会の運営、及び財政については、支部規約の範囲内で当該分会が自主的に決定することができる。

5 支部長は、必要に応じて分会代表者会議を招集することができる。

6 分会は、支部執行委員会と協議して分会の独自問題について、分会交渉及

び受結の権限を行使できる。

## 第五章 会計

(組合費)

第三十五条 組合費は、各組合員の給与月額本俸の千分の四を支部費とし、本部費及び自治労連臨時組合費(特別闘争資金、闘争資金)の年間徴収相当分を十二で除した率とともに徴収する。

2 第四条第三項に規定する再雇用組合員である特別組合員の組合費は尽きたり、本部費三百四十円、支部費二百十円、組織共済の掛金二百円の七百五十円とする。

3 前二項にかかわらず、緊急に必要な場合は、大会又は委員会の議決を経て、臨時徴収することができる。

4 支部の主旨に賛同したものの寄附は、委員会の承認を経て受領することができる。

(組合費の取扱)

第三十六条 納入した組合費は一切返却しない。

(会計年度)

第三十七条 支部の会計年度は、十月一日に始まり、翌年九月三十日に終わる。

(会計監査)

第三十八条 決算及びこれに関連するすべての会計報告は、大会の決算承認を受けるに当たって、支部の会計監査を経なければならない。

(責任の所在)

第三十九条 支部の財産の管理及び収支については、執行委員会の責任とする。  
(会計規定と監査規定)

第四十条 支部の会計規定及び監査規定は別に定める。

## 第六章 加入脱退及び除名

(加入)

第四十一条 東京都庁職員労働組合に加入し、支部に加入しようとするものは、分会長を通じて支部長に加入の届出をするものとする。

(脱退)

第四十二条 支部を脱退しようとするものは、その理由を明らかにし、分会長を通じて支部長に届出て委員会の承認を受けなければならない。

なお、脱退と同時に、組合員としての一切の権利を失うこととする。

(除名)

第四十三条 組合員であつて、次の各号の一に該当するに至つたときは、審査委員会の答申を経て、支部大会の議決により権利の停止又は除名を中央委員会に提案することができる。なお処分が緊急性があるときは、委員会の決議により中央委員会に提案することが出来る。ただしこの決議は直近の大会で承認を受けなければならない。

一 組合の綱領、規約並びに重要議決に違反したとき。

二 組合の統制を乱したとき。

三 理由なくして組合費を三ヶ月以上滞納したとき。

2 前項に該当したものが、その議決に不服ある場合、大会に再審査を請求することができる。

3 本状の審査委員会規定は別に定める。

## 第七章 雑則

(書記)

第四十四条 支部に書記を置き、書記長のもとに事務を処理させる。書記は、執行委員会の議を経て、支部長が任命する。

書記の処遇については、本部規定を準用する。

(準用)

第四十五条 この規約に定めのない事項については、本部の規約を準用する。

2 この規約に定めるものの外、業務執行上必要な規程は、委員会でこれを定めることができる。

## 付 則

(施行)

第四十六条 この規約は、千九百七十七年八月十九日から施行する。

ただし、第四章第二十七条、第二十八条、第二十九条並びに第三十二条については、次々定期大会にあわせて施行する。

(施行)

第四十七条 この規約は、千九百八十七年十一月十九日から施行する。但し、別表中、墨田産院、新宿看護専門学校、診療放射線専門学校及び府中リハビリテーション専門学校各分会については、昭和六十三年四月一日から削除について発効する。

(別表)

この規約第一条及び第三十四条の規程に基づく分会は次のとおりとする。

- 一 医療政策部
- 二 保健政策部
- 三 少子社会対策部
- 四 障害者施策推進部
- 五 健康安全室
- 六 病院経営本部
- 七 府中病院
- 八 神経病院
- 九 清瀬小児病院
- 十 八王子小児病院
- 十一 多摩がん検診センター
- 十二 北療育医療センター
- 十三 北療城南分園
- 十四 北療城北分園
- 十五 府中療育センター
- 十六 多摩療育園
- 十七 神経科学総合研究所
- 十八 精神医学総合研究所
- 十九 臨床医学総合研究所
- 二十 監察医務院
- 二十一 精神保健福祉センター
- 二十二 芝浦食肉衛生検査所
- 二十三 市場衛生検査所
- 二十四 動物愛護相談センター
- 二十五 食品指導センター
- 二十六 広尾看護専門学校
- 二十七 荏原看護専門学校
- 二十八 北多摩看護専門学校
- 二十九 府中看護専門学校
- 三十 青梅看護専門学校
- 三十一 南多摩看護専門学校